

總 論 編

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない最も重要な課題です。

国の分析によれば、これまで、少子化の主な要因とされてきた晩婚化に加え、夫婦の持つ子ども数の減少（夫婦の出生力の低下）*1 という現象も見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

また、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下等も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識の下、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律に基づき、国・地方公共団体・企業等が、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、今後10年間、集中的・計画的に推進することとなりました。

この計画は、本県におけるその具体的な取組を定める行動計画として、策定したものです。

*1 従来は、晩婚化・未婚化が進んではいるものの結婚後一定年数経った夫婦が持つ子ども数にはほとんど変化がなかったが、最近の統計では、その夫婦の持つ子ども数も減少傾向にあることが確認され、国ではこのことを「夫婦の出生力の低下」と呼んでいる(9ページの図9参照)。

第2節 計画の性格

この計画は、「大分県新長期総合計画（仮称）」（平成17年度策定予定）の部門計画として位置づけられるとともに、次世代育成支援に関する事項を盛り込んでいる他の計画と調和を図っています。

また、この計画は、平成13年3月に策定した「おおいた子ども育成プラン21」を踏まえたうえで必要な見直しを行い、発展的に継承したものです。

さらに、この計画は、県とすべての県民が主体的に次世代育成支援対策に取り組む必要があることから、県民の意見を十分に踏まえて策定しています。

第3節 計画の期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までの5年を計画期間とした前期計画です。

なお、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行ったうえで、平成22年度から平成26年度までを計画期間とした後期計画を策定します。

第2章 少子化の現状分析—次世代育成支援の必要性—

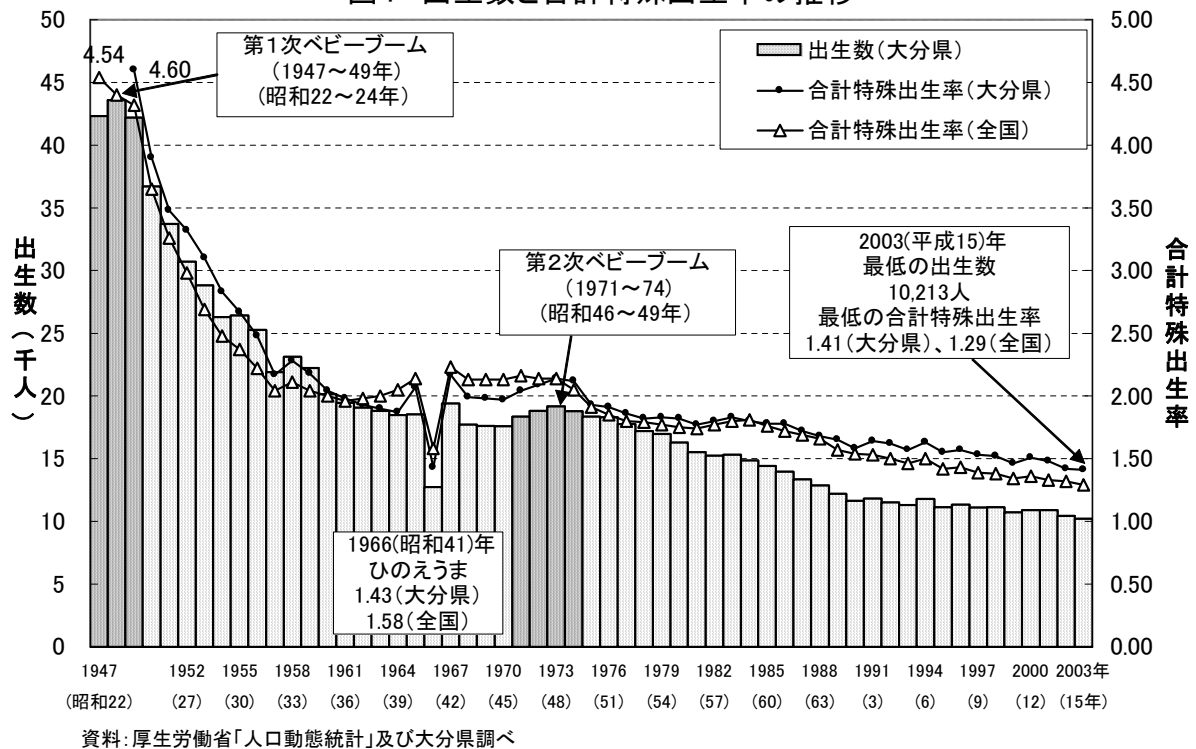
第1節 少子化の現状と将来の見通し

(1) 減少しつづける出生数

本県の最近の出生数は、全国と同様減少が続き、第1次ベビーブーム時の約4分の1、第2次ベビーブーム時の約2分の1にまで落ち込んでいます。

合計特殊出生率*2 も人口を維持できる水準を大きく下回る状況が続いています(図1)。

図1 出生数と合計特殊出生率の推移



「ひのえうま」と「ミレニアム婚」

全国では、1966(昭和41)年の「ひのえうま」の影響による低い合計特殊出生率を1989(平成元)年に初めて下回り、「1.57ショック」と呼ばれましたが、本県では2002(平成14)年に1.42を記録するまで「ひのえうま」の1.43が過去最低でした。それだけ本県の「ひのえうま」の影響による出生数の減少が大きかったことがうかがえます。

また、2000(平成12)年に、いわゆる「ミレニアム婚」により全国的に結婚件数が増加(対前年比約5%増)しましたが、本県ではその伸び率(対前年比12%増)が全国一でした。

結婚・出産行動において、何らかの社会風潮や流行に影響を受けやすい県民性があるのかもしれませんが。

(数値はいずれも厚生労働省「人口動態統計」及び大分県調べ)

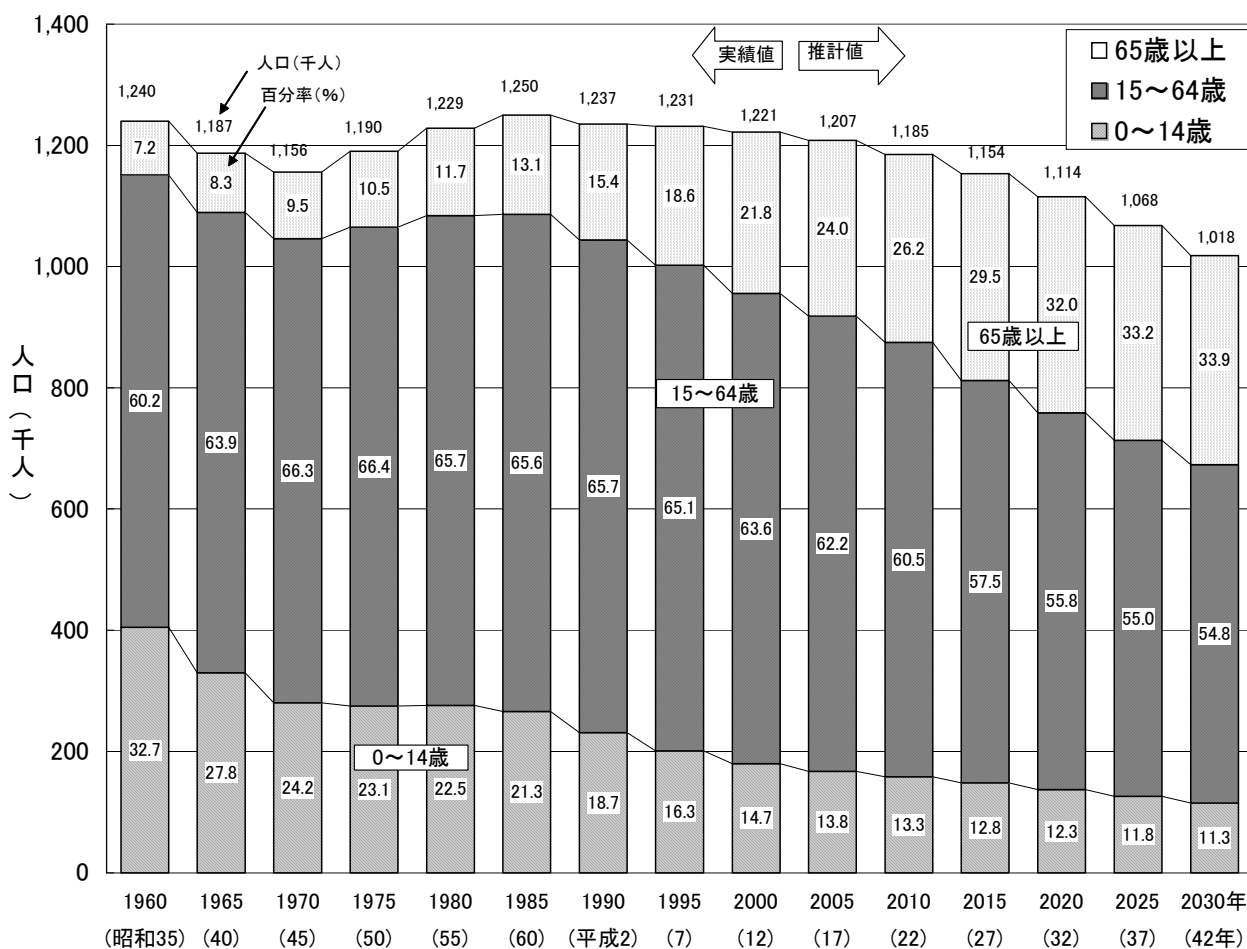
*2 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数に相当する。人口を維持するためには2.07以上が必要とされる。

(2) 人口減少と急速な高齢化

本県の人口は、1985（昭和60）年の125万人をピークに人口減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は続き、2030（平成42）年には、102万人程度になると見込まれています。

人口減少とともに、急速な高齢化も進行しています。本県の高齢化率は、2000（平成12）年の21.8%が、2030（平成42）年には33.9%と、県民の3人に1人が65歳以上の高齢者という状況になると見込まれています（図2）。

図2 大分県の人口の推移



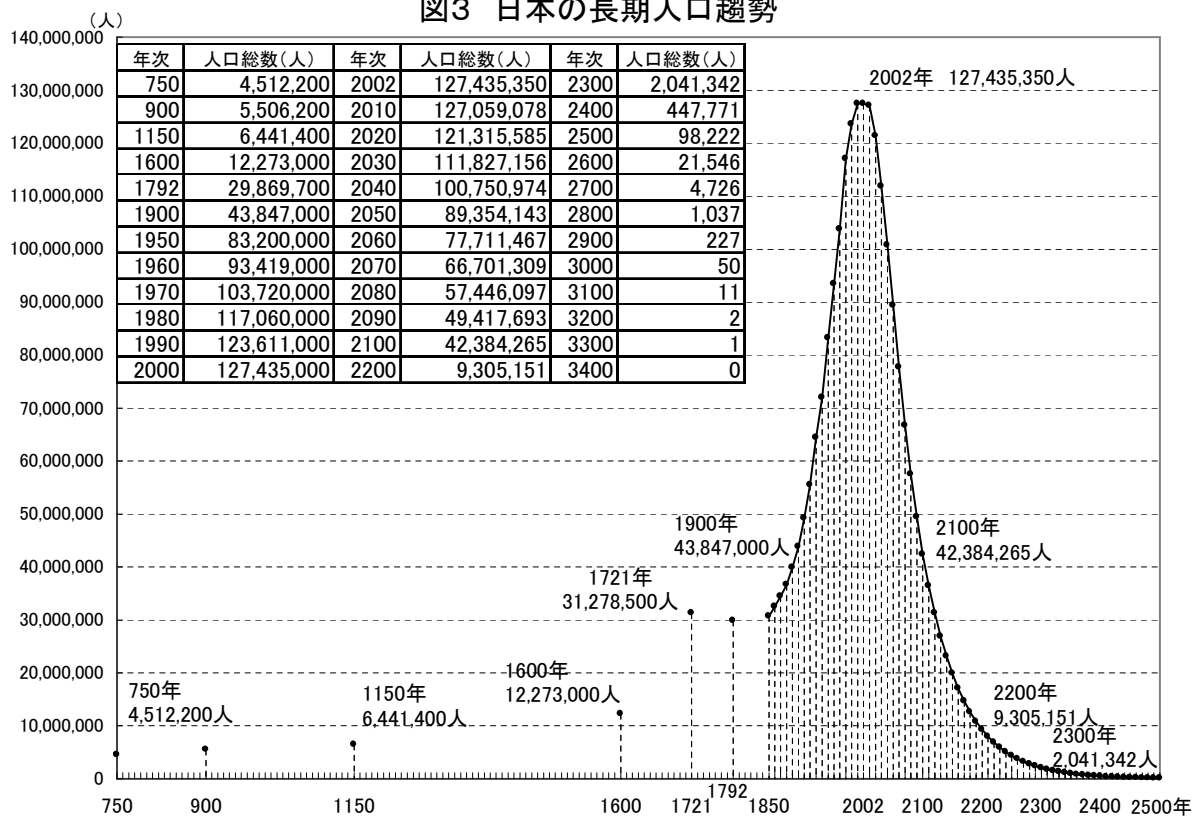
資料：2000(平成12)年までは総務省統計局「国勢調査」、2005(平成17)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(2002(平成14)年3月推計)

日本人がいなくなる？

国立社会保障・人口問題研究所は、2002(平成14)年の合計特殊出生率1.32がそのまま続いた場合、日本の総人口は、約500年後の2500年には約10万人、3000年には約50人、そして3300年頃に最後のひとりになって日本人はいなくなると試算しています(図3)。

長い日本の歴史の中で、私たちは今、人口の大きな転換期を迎えています。

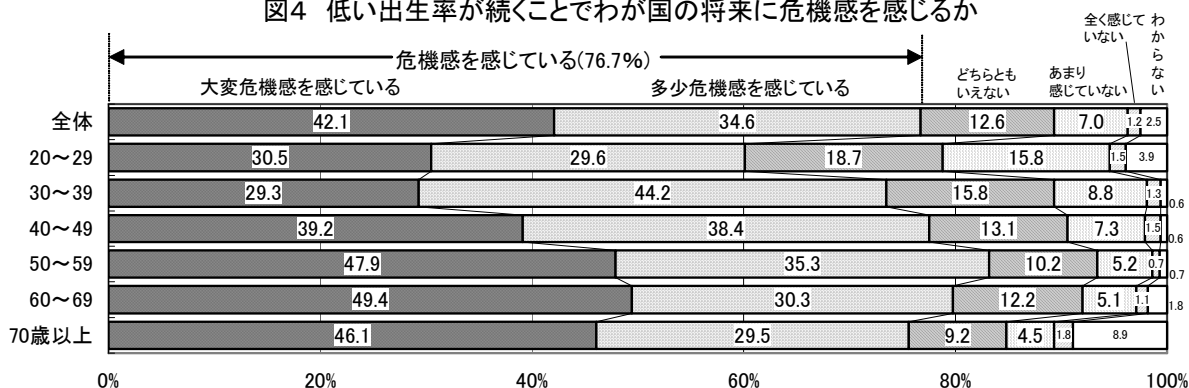
図3 日本の長期人口趨勢



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2004)」
注：将来の人口は、2002年の出生率、死亡率等が一定であるとして算出している。

なお、2004(平成16)年の内閣府の調査では、国民の76.7%が少子化の進行により我が国の将来に危機感を感じていると答えています(図4)。

図4 低い出生率が続くことでわが国の将来に危機感を感じるか



資料：内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004(平成16)年)

第2節 少子化の要因とその背景

(1) 少子化の要因

少子化をもたらした主な要因としては以下のような点が挙げられます。

① 未婚化（晩婚化・非婚化）の進行

本県の未婚率の推移を見てみると、男女とも上昇し、特に20歳代後半から30歳代前半では、1975（昭和50）年頃から急速に上昇しています（図5、図6）。

図5 未婚率・男・大分県

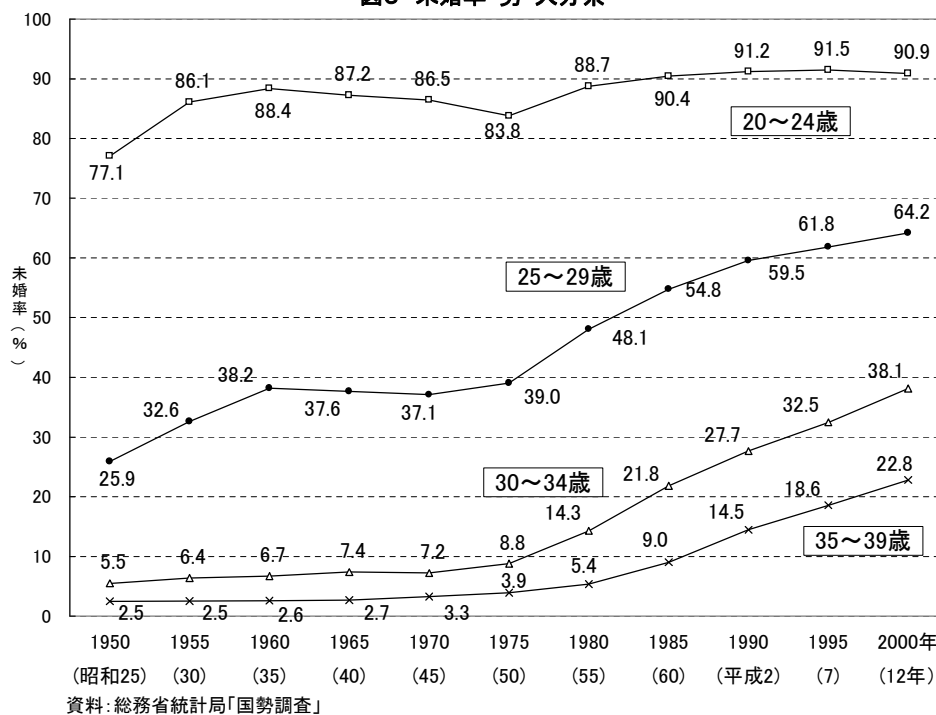
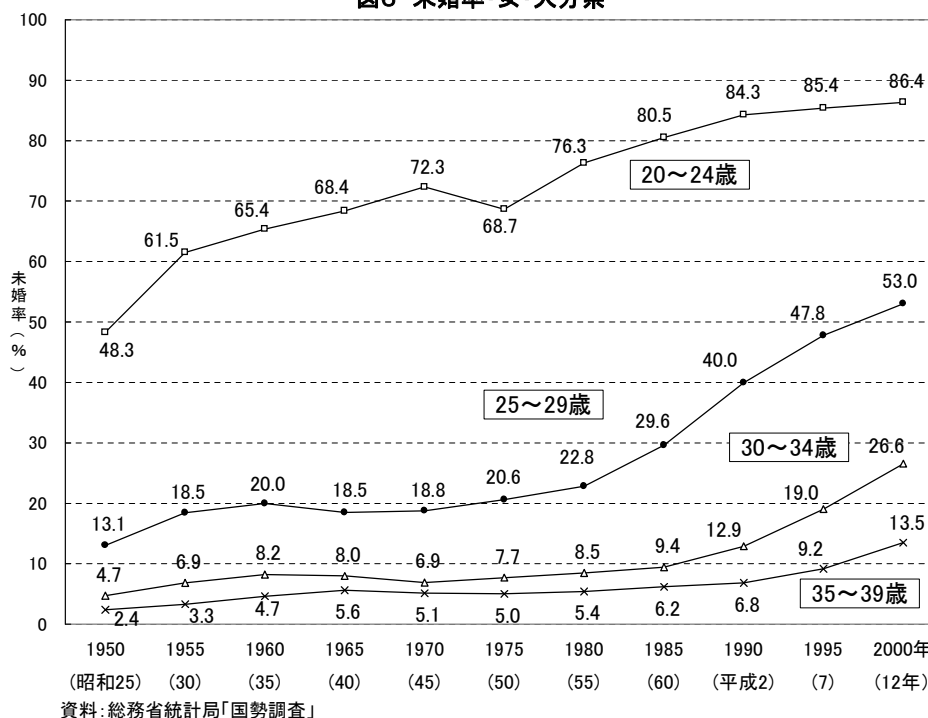


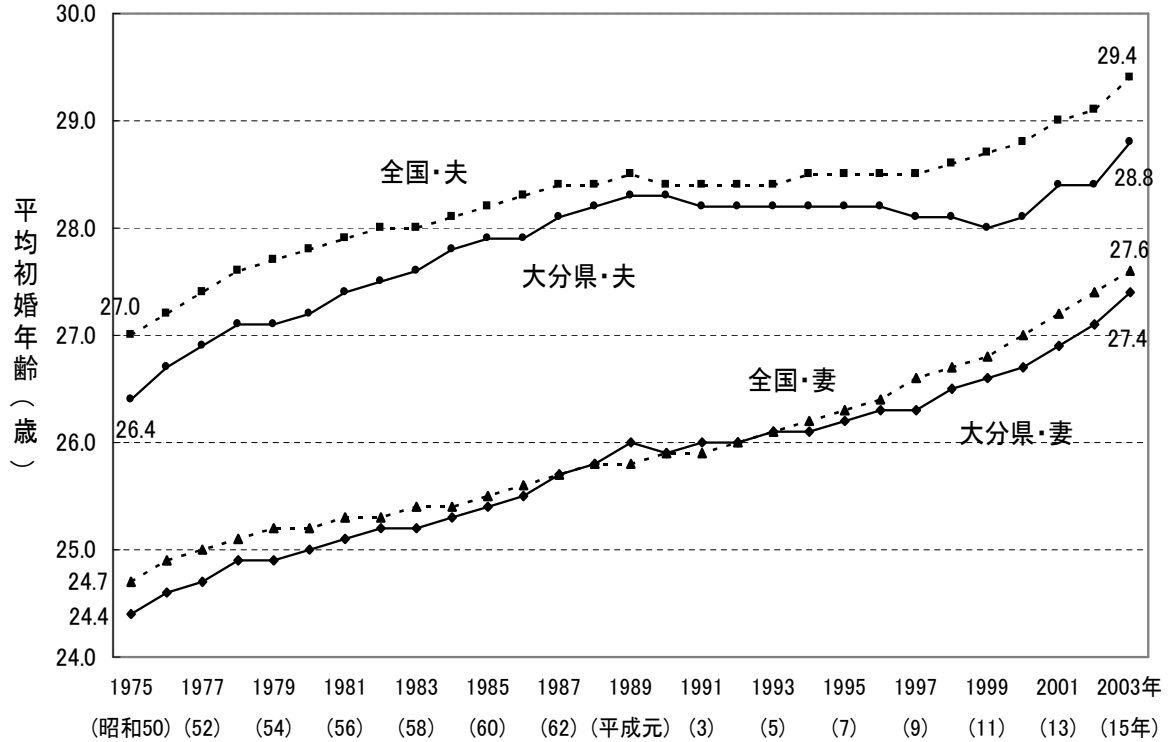
図6 未婚率・女・大分県



また、平均初婚年齢も上昇し、晩婚化が進行しています（図7）。

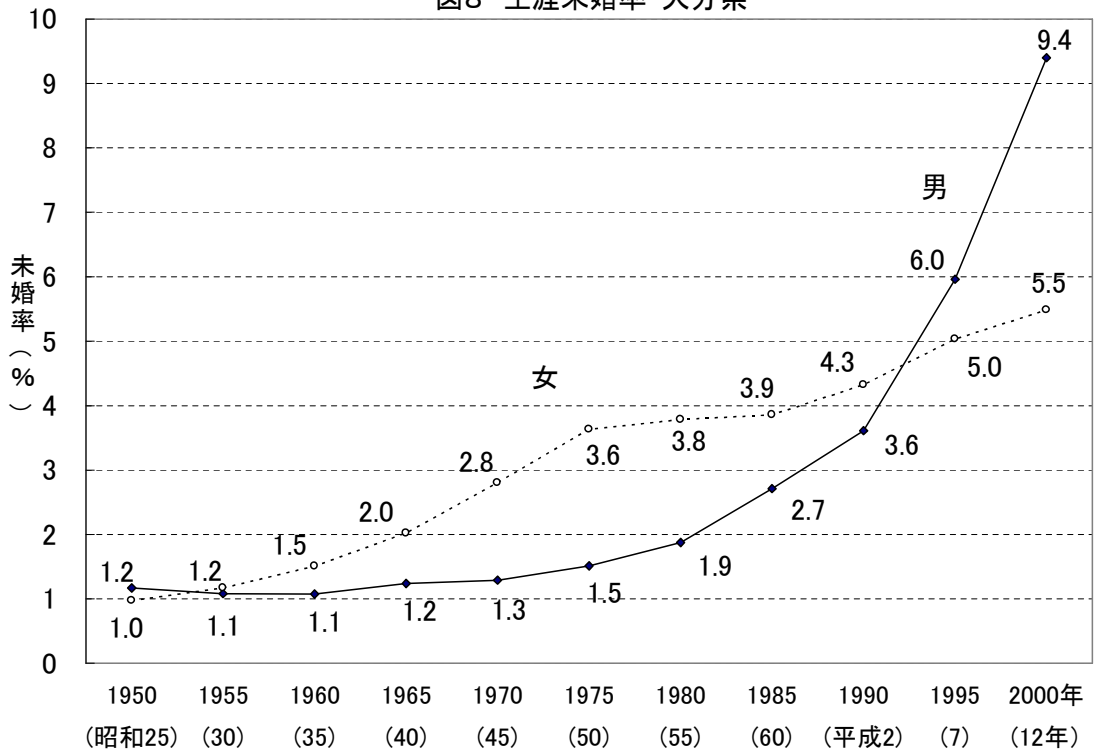
さらに、生涯未婚という人も増え、特に男性では、50歳時点でおおよそ10人に1人が結婚経験がなく、非婚化も急速に進んでいます（図8）。

図7 平均初婚年齢



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図8 生涯未婚率・大分県

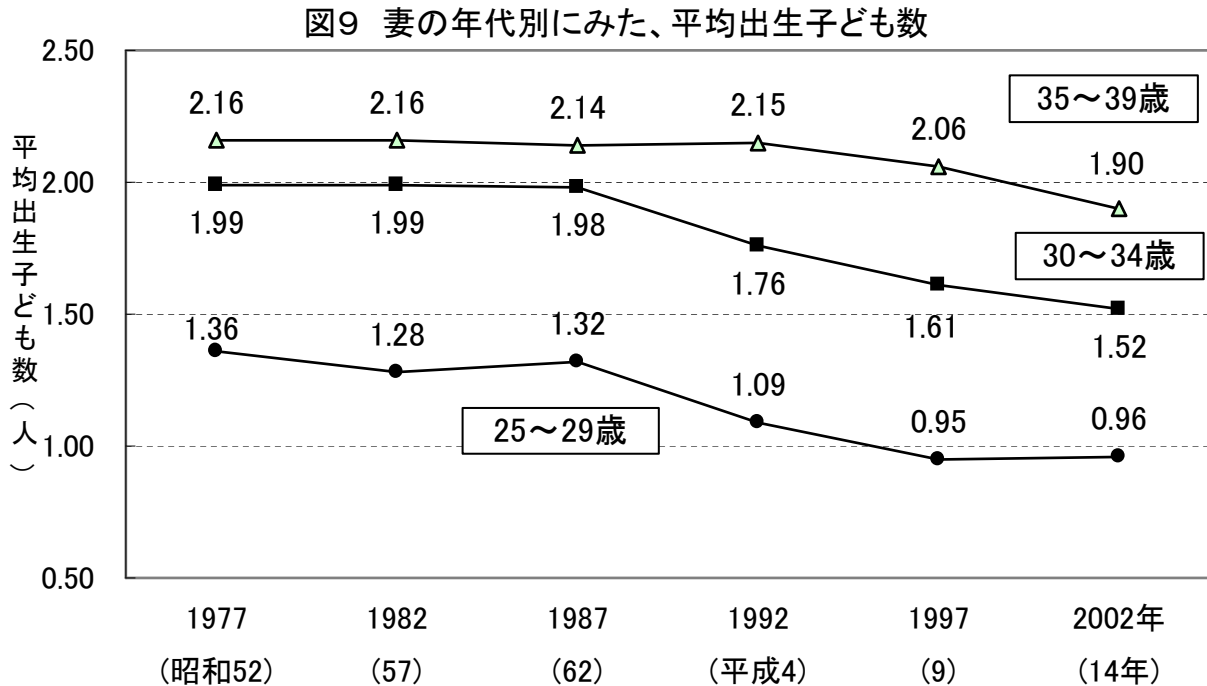


資料：総務省「国勢調査」

注：生涯未婚率は50歳時の未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値）

② 夫婦の持つ子ども数の減少

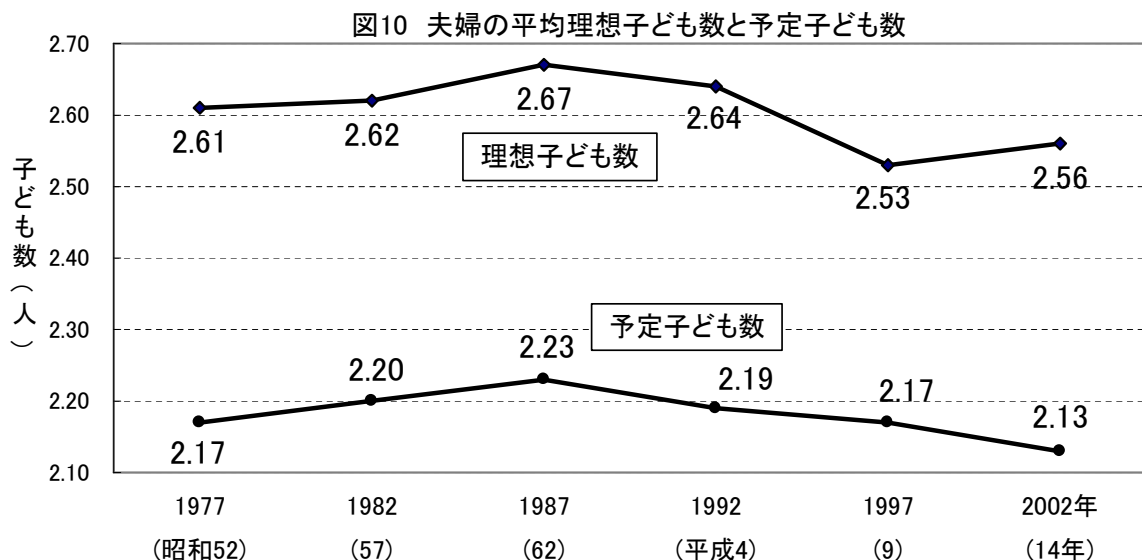
妻の年代別にみた、平均出生子ども数は、減少傾向となっています（図9）。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査（夫婦調査）」
注：初婚同士の夫婦について調査したもの

③ 欲しいと思う数の子どもを持つことのできない社会

「実際に持つつもりの子どもの数」は「夫婦にとっての理想的な子どもの数」を下回っており、理想どおりの数の子どもを持っていないという現状がうかがえます（図10）。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査（夫婦調査）」

注1：初婚同士の夫婦について調査したもの。

注2：理想子ども数とは「夫婦にとっての理想的な子どもの数」、予定子ども数とは「実際に持つつもりの子どもの数」のこと。

(2) 少子化の背景

少子化をもたらした主な背景としては、以下のような点が挙げられます。

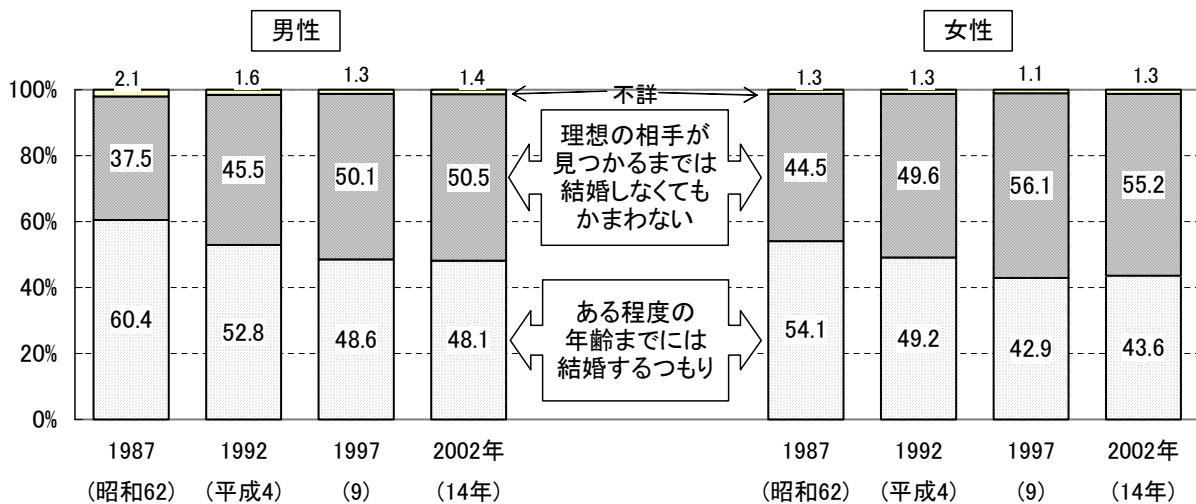
① 子育てと仕事を両立できる環境整備の遅れや高学歴化

- ・ 家庭よりも職場を優先させることを求める雇用慣行やそれを支える企業風土の存在、根強い固定的な男女の役割分担意識などが、子育てと仕事の両立を困難にしています。*3

② 結婚・出産に対する価値観の変化

- ・ 一定年齢に達したら結婚するという考え方が減少し、理想的な相手が見つかるまでは結婚を先延ばしするという傾向が増加しています（図11）。

図11 未婚者の結婚の時期に対する考え方



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
注：対象は18～34歳未婚者で「いずれ結婚するつもり」と考えている者

- ・ 「子どもは老後の支え」という意見が減少する一方、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」という意見が増加しており、子どもを持つ理由として精神的な充足を求める傾向が高まっていることがうかがえます。*4
- ・ 大学進学率の上昇など、高学歴化が、未婚化の進行に影響を与えています。*5

*3 総務省「平成13年社会生活基本調査」では、本県の15歳以上の男性の家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)は1日平均34分、女性は3時間28分となっており、男性の家事・育児の参加時間は依然として極めて少ない状況である。

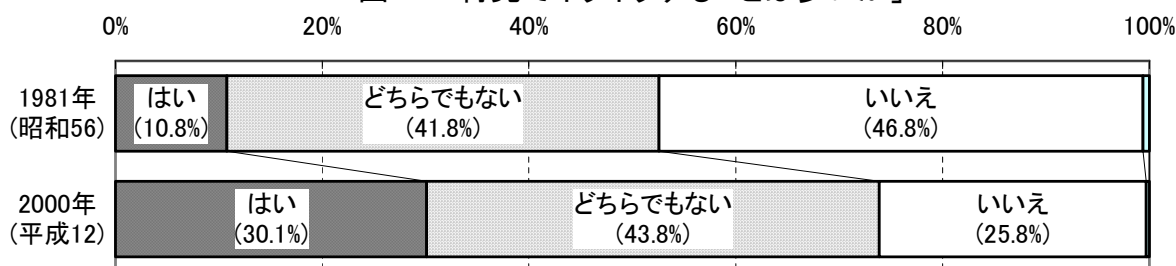
*4 内閣府「平成16年版少子化社会白書」によると、「子どもは老後の支え」という意見は1972(昭和47)年の43%から2002(平成14)年の19%に減少しており、同じく「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」という意見は77%から82%に増加している。

*5 総務省「国勢調査」(2000(平成12)年)によると、25～29歳の女性の未婚率は、高校卒で45.1%、短大・高専卒で56.5%、大学・大学院卒で69.3%となっている。

③ 子育てに対する負担感の増大

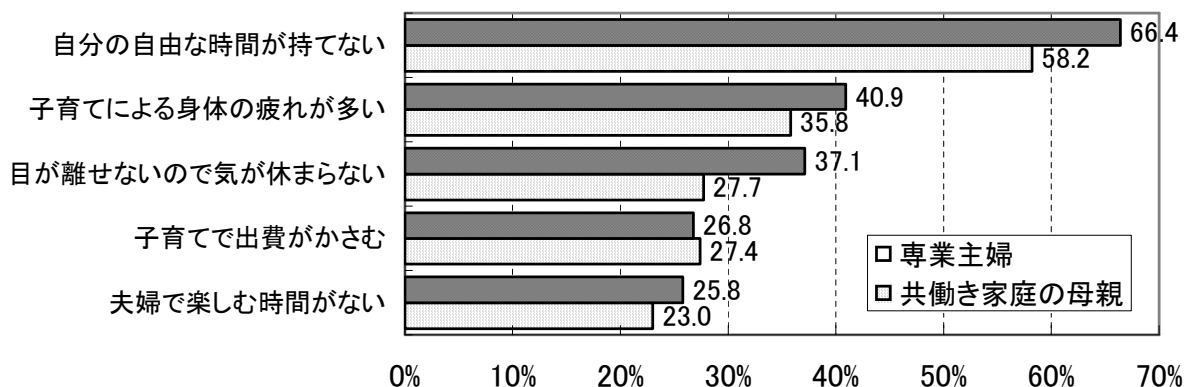
- ・ 教育をはじめとして、子育ての費用が増大しています。*6
- ・ 結婚や子育てのために仕事を辞めることにより失う利益（所得逸失）は多大なものがあります。*7
- ・ 核家族化や近隣とのつきあいの減少などにより、家庭や地域の子育て力は低下し、特に乳幼児期の母親が育児に対して孤立感や疲労感を抱きやすくなっています（図12、13）。

図12 「育児でイライラすることは多いか」



資料: 厚生労働省「平成15年版厚生労働白書」(2003(平成15)年)

図13 子どもを育てていて負担に思うこと



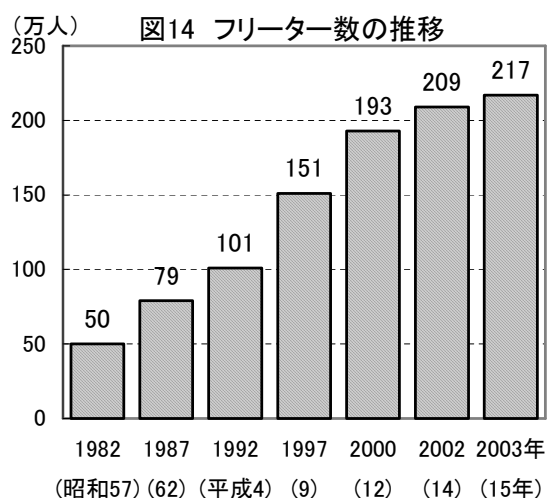
資料: 厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
注: 1歳6か月児を育てている母親に対して調査したもの。

*6 子育て費用について、文部科学省の「子どもの学習費調査」、「学生生活調査」(2002(平成14)年度)では、幼稚園(4歳)から高校まで全て公立、大学は私立の場合の教育費が1,369万円、小学校だけ公立の場合が1,817万円などとなっている。また、AIU保険会社「AIUの現在子育て経済考」(2001(平成13)年)によれば、子どもの誕生から大学卒業までの22年間の総費用として、全て公立の場合で2,859万円かかると試算している。

*7 内閣府「平成15年度経済財政白書」によると、大卒女子が22歳で就職、28歳で結婚・出産、同時に退職し、子どもが小学校に入学後34歳でパートタイマーとした働いた場合では、就業を継続した場合と比べ、2億3,800万円の所得逸失が発生するとしている。

④ 経済的不安定の増大等

- 近年の経済の長期停滞の中で、若年失業者やフリーターなど、経済的に自立しにくい若者が増加しています（図14）。*8
- 親と同居し、生活費用を支援してもらう若者（いわゆるパラサイトシングル）が多く、自立して結婚生活を営むことをためらわせる風潮があります。*9
- いじめや少年非行の増加、治安の悪化など、現在や将来の社会に対する漠然とした不安感・閉塞感などが出生率の低下に影響を与えているという見方があります。



資料:厚生労働省「労働経済白書」(2004(平成16)年)
 注:「フリーター」とは、15～34歳の卒業生(女性は未婚者)で、アルバイト・パートとして雇用されている者。現在家事も通学もしておらず、アルバイト・パートの仕事を希望する無業者も含む。

県民から寄せられた意見

少子化の背景についてはこれまで述べた以外に、県民から次のような意見が寄せられています。

- 今の社会は子どもを生み育てるのに種々の困難があるばかりか、学校教育や社会教育において受験のための教育はしても、子どもを生み育てることに喜びを持てる教育はなされていないのではないかと。(60歳代・男性)
- 今の子どもはテレビゲームなどの仮想現実の世界を生き、命あるものに触れる生活が乏しいのでは。(60歳代・男性)
- 社会の一員としての認識に欠け、自己中心的な考えを持つ若者が増えているのではないかと。(50歳代・女性)
- 小さな子どもとふれあう機会が少ないまま大人になることにより、出産や育児に自信を持っていない人が増えているのではないかと。(40歳代・女性)
- 子育ては大変だというマイナス面ばかり強調されているのではないかと。(40歳代・女性)
- 効率第一主義の考え方が、「ゆっくり、ゆったり、じっくり」と子育てできない社会にしている。(40歳代・男性)
- 必要とする保育や子育て支援のサービスが十分整っていない。(30歳代・女性)
- 長時間勤務は子育てと仕事の両立を困難にするばかりでなく、スポーツやレジャーなどを通じた多くの人と接する機会を減らし、狭い社会でしか生活できない若者を増やしているのではないかと。(30歳代・女性)
- 子育てはすべて親の責任だという風潮が、子どもを生むことを敬遠させているのではないかと。(30歳代・男性)
- 制度や施設がいくら整っても生まない人は生まない。本質は気持ちの問題だと思う。(20歳代・女性)

*8 最近では、仕事もせず、学生でもなく、職業訓練もしていない「ニート(Not Education, Employment or Training)」と呼ばれる若年者の増加が指摘されており、その数は、厚生労働省「平成16年版労働経済白書」によると、52万人となっている。

*9 パラサイトシングルの定義は明確ではないが、2000(平成12)年の総務省「国勢調査」によると、大分県の25～34歳の未婚者のうち、親と同居している割合は約67%となっている。

第3節 大分県における特徴

(1) 九州の中で低い合計特殊出生率

九州はおおむね合計特殊出生率の高い地域ですが、九州・沖縄8県の中では、本県は福岡県に次いで、2番目に低くなっています。

本県の状況を九州各県と比較してみると、女子未婚率は低い方から2位となっており結婚している割合は高いのですが、有配偶女子出生率（既婚女性の出生率）は最下位となっています。

本県の合計特殊出生率が九州7位と低くなっているのは、有配偶女子出生率が低いことが大きく影響していることがわかります（表1）。*10

表1 九州各県の合計特殊出生率等

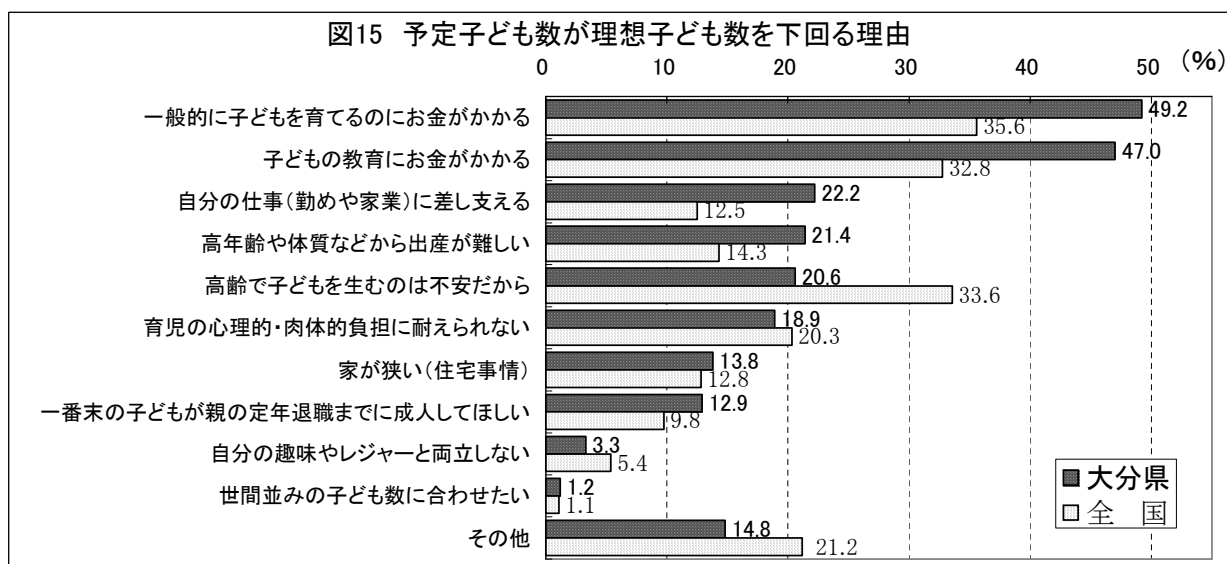
	合計特殊出生率		女子未婚率		有配偶女子出生率 (既婚女性の出生率)	
	率	順位	率	順位	率	順位
全 国	1.29		41.5		7.57	
福 岡 県	1.25	8位	44.5	8位	7.94	3位
佐 賀 県	1.51	2位	40.3	4位	8.25	2位
長 崎 県	1.45	6位	40.3	4位	7.82	4位
熊 本 県	1.48	5位	40.2	3位	7.77	7位
大 分 県	1.41	7位	39.6	2位	7.58	8位
宮 崎 県	1.50	3位	38.4	1位	7.78	6位
鹿 児 島 県	1.49	4位	40.8	6位	7.79	5位
沖 縄 県	1.72	1位	42.3	7位	10.41	1位

資料：厚生労働省「平成15年人口動態統計」、総務省「平成12年国勢調査」をもとに15～49歳の数値で算出。有配偶女子出生率は「出生数÷有配偶女子人口×100」で算出。

注：女子未婚率は低い順から、他は高い順から順位を付けている。

(2) 「経済的負担感」と「仕事との両立の困難さ」がその背景に

本県の意識調査によると、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として、「子育てや教育にお金がかかる」や「自分の仕事に差し支える」を挙げる割合が全国と比較してかなり多いことが特徴的です（図15）。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」(1997(平成9年))、大分県福祉保健部「子育てと少子化対策に関する県民意識調査」(2000(平成12年))。いずれも3つ以内で選択する回答方式であるので、両調査の選択総数は一致しない。

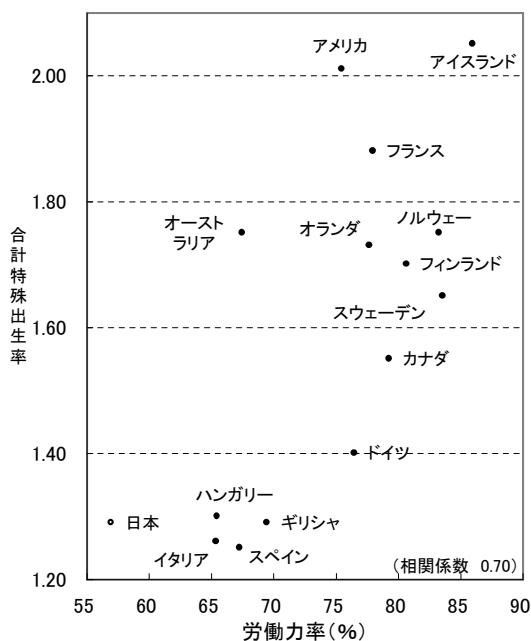
*10 女子未婚率が低いほど(有配偶率が高いほど)、また、有配偶女子出生率(既婚女性の出生率)が高いほど、合計特殊出生率は高くなるという関係にある。

働く女性の割合と合計特殊出生率の関係

2004(平成16)年の厚生労働省少子化対策企画室の資料では、「1970年代から1980年代初めは出生率の高い国は女性の雇用が低い国であったが、今日では女性の雇用が高い国が出生率も高い傾向にある。」と分析しており、従来、働く女性の増大は出生率の低下につながるとみられていたものが、最近では仕事と家庭(育児)の両立の困難さを改善することが出生率にプラスの影響を与えるといわれています(図16)。

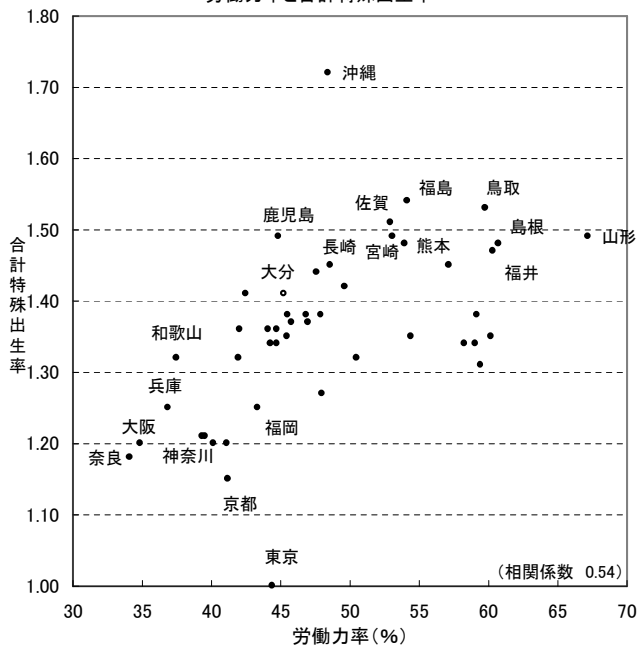
日本国内について見ても、既婚女性の労働力率が高い都道府県ほど出生率も高いという傾向が見られます(図17)。

図16 主要国の女性(30～34歳)の労働力率と合計特殊出生率



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2004年)」を基に大分県作成。
注: 労働力率とは人口に占める就業者(従業者及び休業者)と完全失業者を合わせたものの割合。

図17 都道府県別にみた既婚女性(25～34歳)の労働力率と合計特殊出生率



資料: 総務省「国勢調査」(2000(平成12)年)、厚生労働省「人口動態統計」(2003(平成15)年)を基に大分県作成。

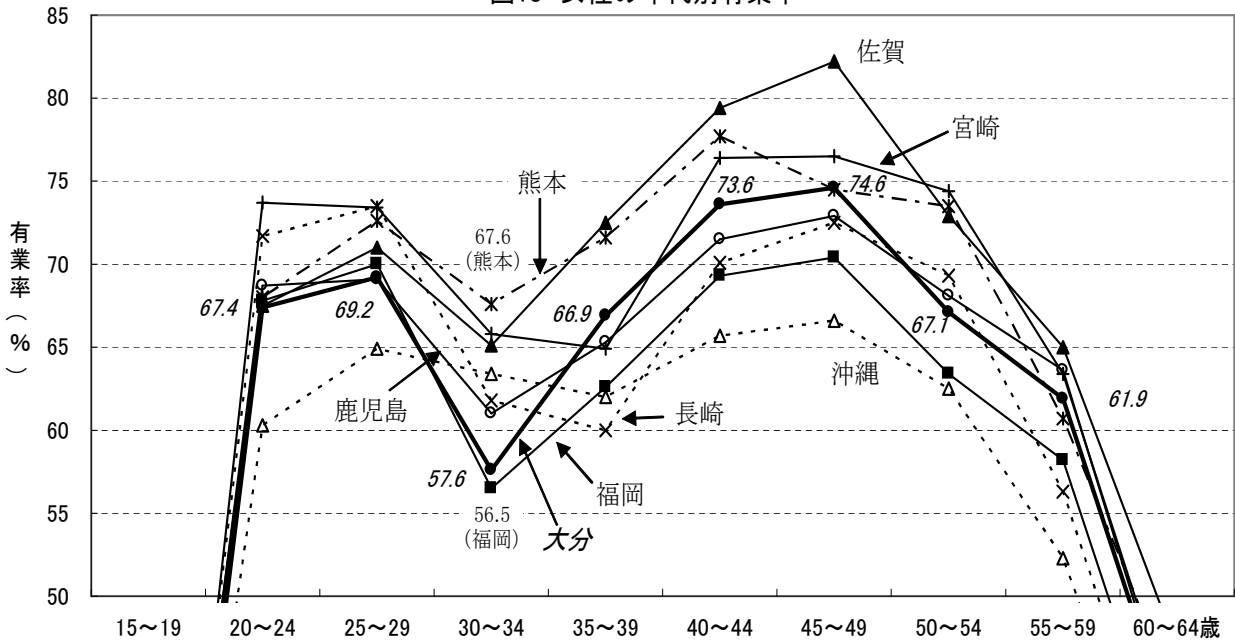
(3) 女性が働き続けることの難しさ

働く女性の割合を年代別に九州各県と比較してみると、本県では、30歳代前半の有業率が福岡県に次いで2番目に低くなっており、(図18)、結婚や子育てのために仕事を辞める女性が多いことをうかがわせます。^{*11}

このことは、既婚女性の働く割合が高い都道府県ほど合計特殊出生率も高いという傾向があること(図17参照)と併せて考えると、本県の合計特殊出生率が低い要因のひとつとして考えられます。

*11 厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(2001(平成13)年)によると、初めて子どもを出産した母親の場合、出産1年前に仕事を持っていた人のうち67%が出産半年後は無職となっている。

図18 女性の年代別有業率



資料：総務省統計局「就業構造基本調査(2002(平成14)年)」

注：有業率とは、人口に占める有業者(ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている者)の割合。

少子化に対する先進国の取組

フランスでは、2人以上子を持つ家庭への手厚い家族手当、多子世帯に有利な税制の実施など、重点的に家族政策へ財政投入した結果、合計特殊出生率が1993年の1.65から2003年の1.91まで上昇しました。

また、スウェーデンでは、育児休業前の8割の所得保障や、男性の育児休暇の義務づけなど充実した子育て支援政策をとることで、合計特殊出生率が1.6前後に保たれています。

家族政策を充実させている国では、出生率の急速な低下に歯止めがかかっていることがうかがえます(表2)。

表2 先進国の家族政策等比較

	日本	ドイツ	イギリス	スウェーデン	フランス
合計特殊出生率	1.76(1985年) 1.46(1993年) 1.29(2003年)	1.46(1987年) 1.24(1994年) 1.40(2002年)	1.80(1985年) 1.71(1995年) 1.64(2002年)	1.74(1985年) 1.73(1995年) 1.65(2002年)	1.83(1985年) 1.65(1993年) 1.91(2003年)
国民負担率	35.5%(2004年)	55.3%(2001年)	50.2%(2001年)	74.3%(2001年)	63.9%(2001年)
出産休暇	取得期間 14週間 所得保障 規定なし	14週間 100%	出産後最大1年間 6か月のみ定額	14週間 100%	8週間(義務づけ) 80%
育児休業	取得期間 1年 所得保障 40%	3年 2年定額	5歳になるまでに 男女合計で13週間 無給	1年6か月(4週間は 男性に義務付け) 390日80%、 90日定額	3歳までに全休か パート等を選択 第1子6か月、第2子 以降3年定額
保育サービス	やや充実	充実していない	充実していない	充実	充実
児童手当	支給対象 小学3年生まで、第1子から 所得制限 あり	18歳未満(学生は27歳未満)、第1子から なし	16歳未満、第1子から なし	16歳未満(学生は20歳未満)、第1子から なし	20歳未満まで、第2子から なし
税制上の優遇措置	児童扶養控除制度あり	児童扶養控除制度あり(児童手当との選択制)	児童扶養控除制度あり	児童扶養控除制度なし	家族除数制度(多子世帯ほど税負担軽減)

資料：内閣府、厚生労働省、国立社会保障・人口問題研究所、財務省資料を基に大分県作成。

注1：国民負担率とは、租税負担額と社会保障負担額の合計が国民所得に占める割合。

注2：各制度については国により具体的な内容や要件等が異なる。

高い妊娠中絶実施率

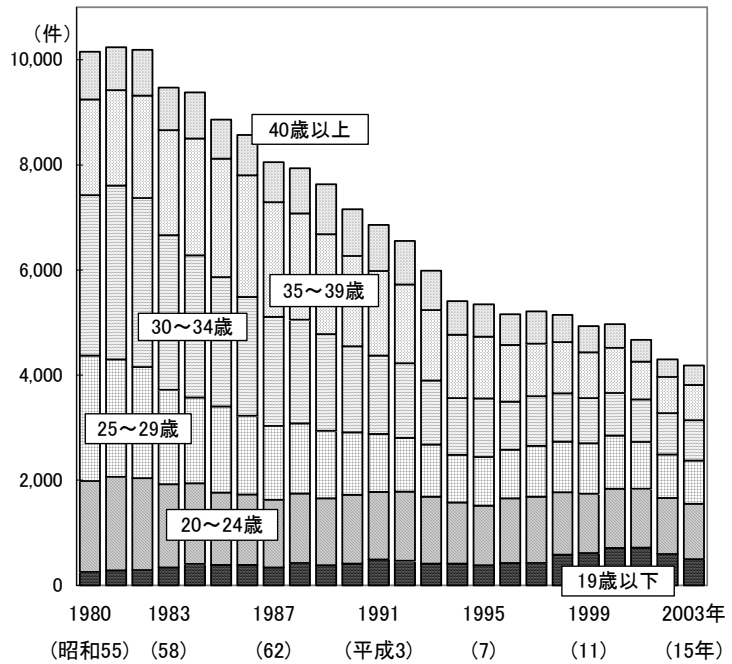
本県の2003(平成15)年度の人工妊娠中絶実施件数は4,180件で、その実施率は全国で4番目に高くなっています(表3)。

中絶実施件数は、全体としては減少傾向にあります。10歳代における実施件数はほぼ横ばいで推移しています(図19)。

表3 人工妊娠中絶実施件数、率・全国順位

年次	大分県		全国	
	実数	全国順位	実施率 (女子人口千対)	
1980(昭和55)	10,155	3	32.7	19.5
1981(56)	10,240	1	33.6	19.5
1982(57)	10,191	1	33.5	19.3
1983(58)	9,468	3	31.5	18.5
1984(59)	9,377	4	31.2	18.5
1985(60)	8,863	2	30.4	17.8
1986(61)	8,572	3	28.7	17.1
1987(62)	8,053	3	27.1	16.0
1988	7,938	3	26.7	15.6
1989(平成元)	7,636	2	25.8	14.9
1990(2)	7,155	3	24.2	14.5
1991(3)	6,857	3	23.5	13.9
1992(4)	6,555	2	22.7	13.2
1993(5)	5,984	2	20.7	12.4
1994(6)	5,408	5	18.8	11.8
1995(7)	5,347	2	19.2	11.1
1996(8)	5,157	3	18.1	10.9
1997(9)	5,215	1	18.5	11.0
1998(10)	5,148	1	18.7	11.0
1999(11)	4,937	2	18.2	11.3
2000(12)	4,972	1	19.1	11.7
2001(13)	4,672	4	18.0	11.8
2002(14)	4,299	6	16.7	11.4
2003(15)	4,180	4	16.5	11.2

図19 人工妊娠中絶実施件数・年代別(大分県)



資料：2001(平成13)年までは厚生労働省「母体保護統計報告」、2002(平成14)年からは厚生労働省「衛生行政報告例」

注1：2001(平成13)年までは暦年の数値、2002(平成14)年からは年度の数値。

注2：「実施率」は15歳以上50歳未満女子人口千人当たりの実施件数。

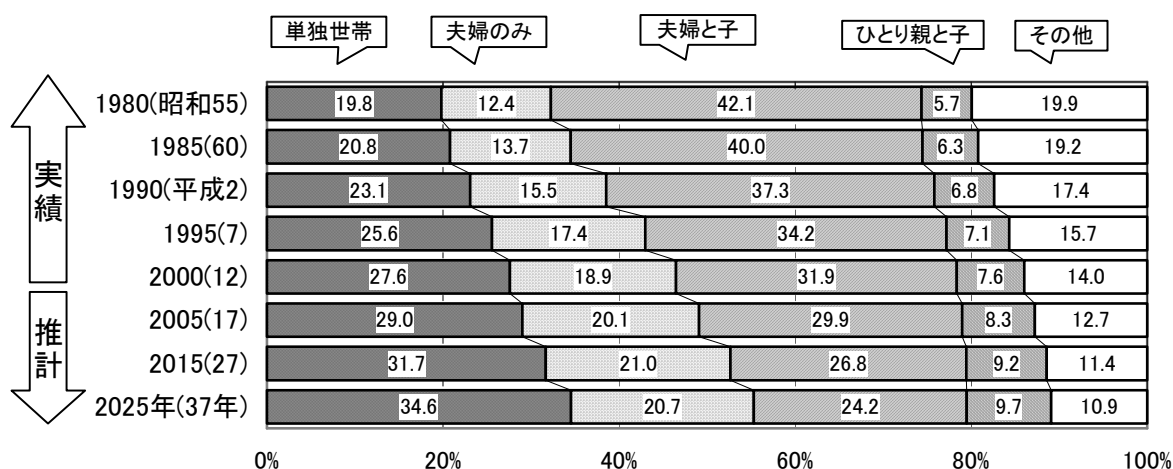
第4節 少子化がもたらす影響

急速な少子化の進行とそれに伴う人口の減少は、次のとおり社会経済全般にわたるさまざまな影響を及ぼすことが考えられます。

(1) 子どもや家族への影響

- 子ども同士が切磋琢磨し、社会性をはぐくみながら成長していく機会を減少させ、自立したたくましい若者に育てていくことをより困難にするおそれがあります。^{*12}
- 単身者や子どものいない世帯が増加し、「家族」のかたちに変容します(図21)。

図21 家族類型別一般世帯数の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成15年10月推計)」
注: 「その他」とは「その他の親族世帯」と「非親族世帯」を合わせたもの。

- 小・中学校の統廃合が進み、遠距離通学を余儀なくされるケースなど、子どもへの負担が大きくなることが考えられます。

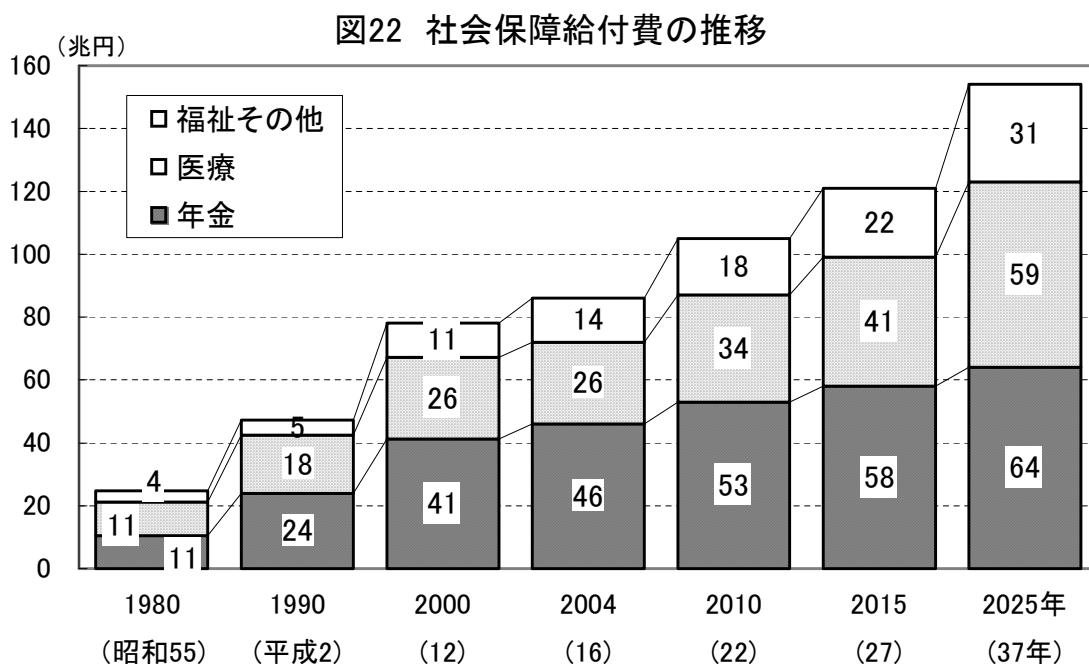
(2) 地域社会への影響

- 農林水産業の担い手不足は一層深刻化し、田畑や森林の管理が困難になるなど環境保全の面での影響も懸念されます。
- 地域の伝統行事や文化の継承が困難になるなど地域づくりの面での影響が考えられます。
- 税収の減少により、公共事業の縮減や福祉サービスの停滞など、基礎的行政サービスの維持が難しくなります。

^{*12} 厚生労働省「子育て支援施策等に関する調査研究」(2003(平成15年))によると、将来子どもを持つことに否定的なイメージを持っている中・高校生は、現在、学校や地域での活動に参加していない人が多く、小さな子どもともふれあう機会を持っていない人が多い。

(3) 経済社会への影響

- ・ 労働力人口が減少し、経済成長率に対しマイナスの影響を及ぼします。
- ・ 年金、医療、介護等の社会保障費の急速な増大が、現役世代の税や社会保険料の負担を増大させ、世代間の格差・不公平感が拡大します（図22）。
- ・ 現役世代の負担増は可処分所得の減少につながり、消費需要への影響が懸念されます。



資料：内閣府「平成16年版少子化社会白書」(2004(平成16)年)を基に大分県作成。
注：2004年は予算ベース、2010年以降は推計。

「少子化対策」と「次世代育成支援」

「少子化対策」という言葉には、イメージ的に、労働力の減少など「自分たちが困るから何とかしないと…」という大人の視点を感じられます。

一方、2003(平成15)年に法律で規定された「次世代育成支援(対策)」という言葉からは、まだ生まれてきていない子どもたちも含めた将来の世代のために、少しでも暮らしやすい、不安のない社会にしようという、子どもの視点や長期的な視野に立った環境づくりがイメージされます。

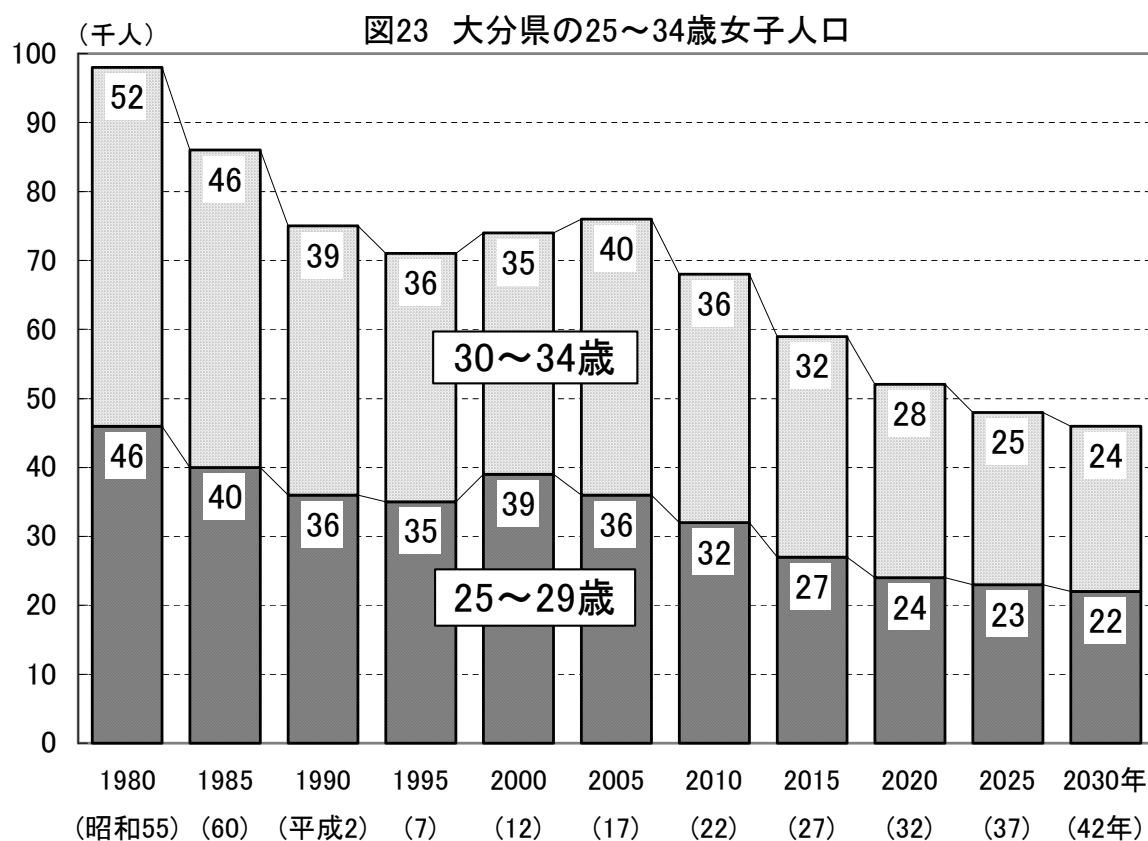
この新しい言葉をひとつのメッセージとして、すべての子どもが心身ともに健やかに育つ社会、希望する人が安心して子どもを生み育てられる社会を築いていく必要があります。

第5節 今こそ次世代育成支援のとき

(1) 少子化の流れを変える最後の好機

20歳代後半から30歳代前半の女子人口は、2005(平成17)年からの数年間、第2次ベビーブーム世代を中心として多くなっていますが、2010(平成22)年頃からは減少する一方と見込まれています(図23)。

このため、今、この数年間に、希望するすべての人が希望どおりに子どもを生き育てられるよう次世代育成支援対策を進めることが、出生数や出生率の回復にとっても重要であるといえます。



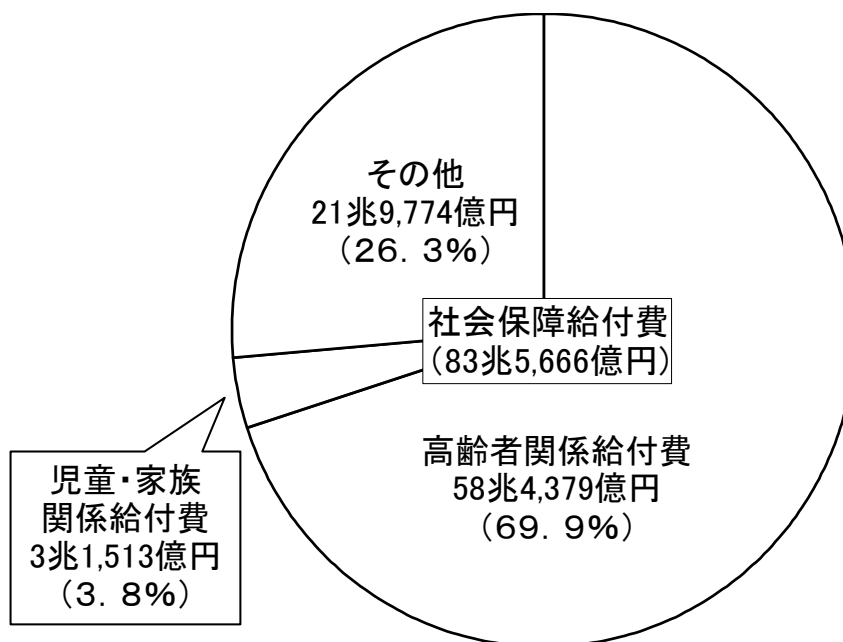
資料：2000年までは総務省統計局「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」2002年

(2) 次世代への投資が必要

2002(平成14)年度における国の社会保障給付費を対象者別にみると、保育所運営費や児童手当などの児童・家族関係給付費はわずか3.8%となっています(図24)。

近年の若者や子育て世代を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、社会保障の見直しも視野に入れた次世代育成支援対策への重点的な投資が必要です。

図24 社会保障給付費(対象別)



資料:国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」(2002(平成14)年度)
注:「児童・家庭関係給付費」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等である。

地域力を次世代育成支援に

本県では、高齢社会を支える福祉の人づくりの拠点施設として、1993(平成5)年、全国初の「社会福祉介護研修センター」を開設し、広く県民を対象に介護研修等を行い、これまで50万人以上に利用されています。

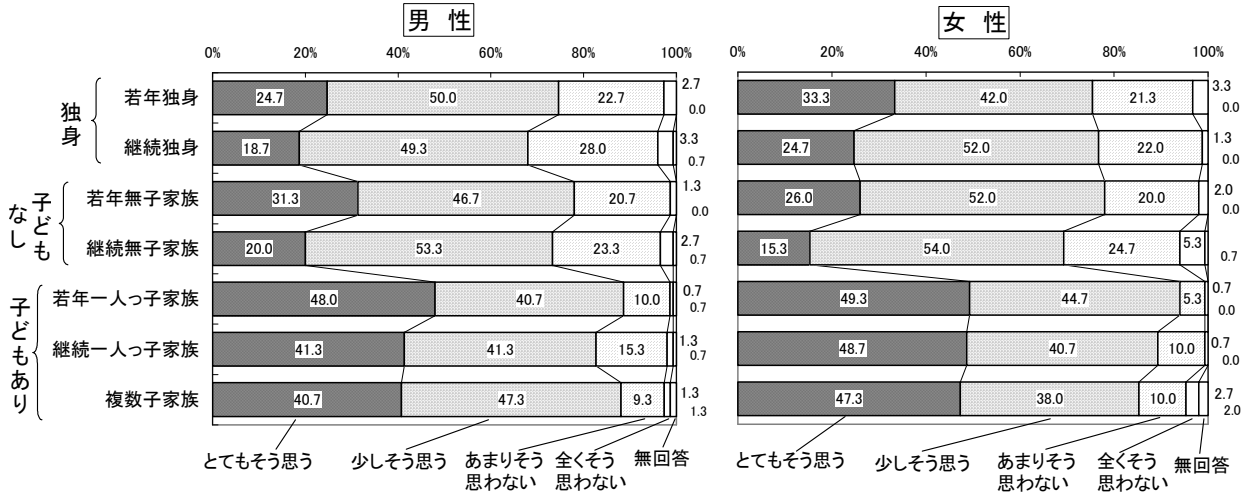
また、1981(昭和56)年から開催されている「大分国際車いすマラソン大会」では、毎年約3,000人のボランティアに支えられ、世界最大規模の大会として障害者スポーツの振興等に寄与しています。

このように、本県の福祉分野における県民活力は豊富ですが、今後はこうした力が、子どもや子育ての分野にも波及していくことが期待されます。

(3) みんなに子育ての喜びを

実際に子育てをしている家庭の方が、独身者や子どものいない家庭に比べ、「子育ては辛いことより楽しいことの方が多い」という意見を多く持っています(図25)。*13

図25 「子育ては辛いことより楽しいことの方が多いはずだ」という意見をどう思うか



注: 回答者区分は脚注13参照。資料: 厚生労働省「少子化に関する意識調査研究報告書」(2004(平成16)年、株式会社電通受託調査)

👶「次世代育成キャンペーン～ふれあい・子育て・夢～」

2004(平成16)年度に本県で募集した、子育ての喜び、楽しさを表した三行詩の優秀作品をご紹介します。

- 我が子から 初めてママと呼ばれた日 思わず涙が溢れ出す
- 「おかえり、おやつはテーブルの上の〇〇、6時には帰ります」書き続けて15年
”ボク、淋しくなかったでェ、お母さんのあの手紙があったけェ”卒業式の朝、
そう言ってくれた貴方に、今度は母が泣きそうです。
- 抱きしめてるつもりが 抱きしめられてる その小さな腕の中に
- 小さな あなたの かわいい寝息 そとつかんで しまっておきたい
- 子育てって難しくないよ 抱いてやればいい 頬擦りすればいい 褒めればいい 怒ればいい
目と目を合わせ 話を聞いてやればいい 愛情で、育つんだよ。
- 不器用なパパでゴメンネ。これでも一生懸命なんだよ。いつかわかってくれるよね。
でもねパパは幸せだよ。苦楽を共にできる家族があるんだもの。…ありがとう。

*13 図 25 中の回答者区分は右記のとおり。

回答者区分

	男性	女性
若年独身	20～32歳・独身	20～30歳・独身
継続独身	33～49歳・独身	31～49歳・独身
若年無子家族	20～49歳(妻20～31歳)・既婚・子どもなし	20～31歳・既婚・子どもなし
継続無子家族	20～49歳(妻32～49歳)・既婚・子どもなし	32～49歳・既婚・子どもなし
若年一人っ子家族	20～49歳(妻20～35歳)・既婚・一人っ子	20～35歳・既婚・一人っ子
継続一人っ子家族	20～49歳(妻36～49歳)・既婚・一人っ子	36～49歳・既婚・一人っ子
複数子家族	20～49歳(妻20～49歳)・既婚・子2人以上	20～49歳・既婚・子2人以上

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進します。

第2節 基本的な視点

この計画は、次に掲げる基本的な視点に立って策定しています。

①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を進めること

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進めること

③サービス利用者の視点

利用者の個別の多様なニーズに柔軟に対応できるような取組を進めること

④社会全体による支援の視点

行政だけでなく、職場や地域社会を含めたさまざまな担い手の協働の下に、取組を進めること

⑤すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭に対する取組を進めること

⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点

NPO、高齢者、豊かな自然環境、各種の公共施設など、さまざまな社会資源を十分かつ効果的に活用した取組を進めること

⑦サービスの質の視点

サービス供給量の適切な確保及び人材の資質の向上を図る取組を進めること

⑧地域特性の視点

大分県の特徴を踏まえた主体的な取組を進めること

第3節 基本目標

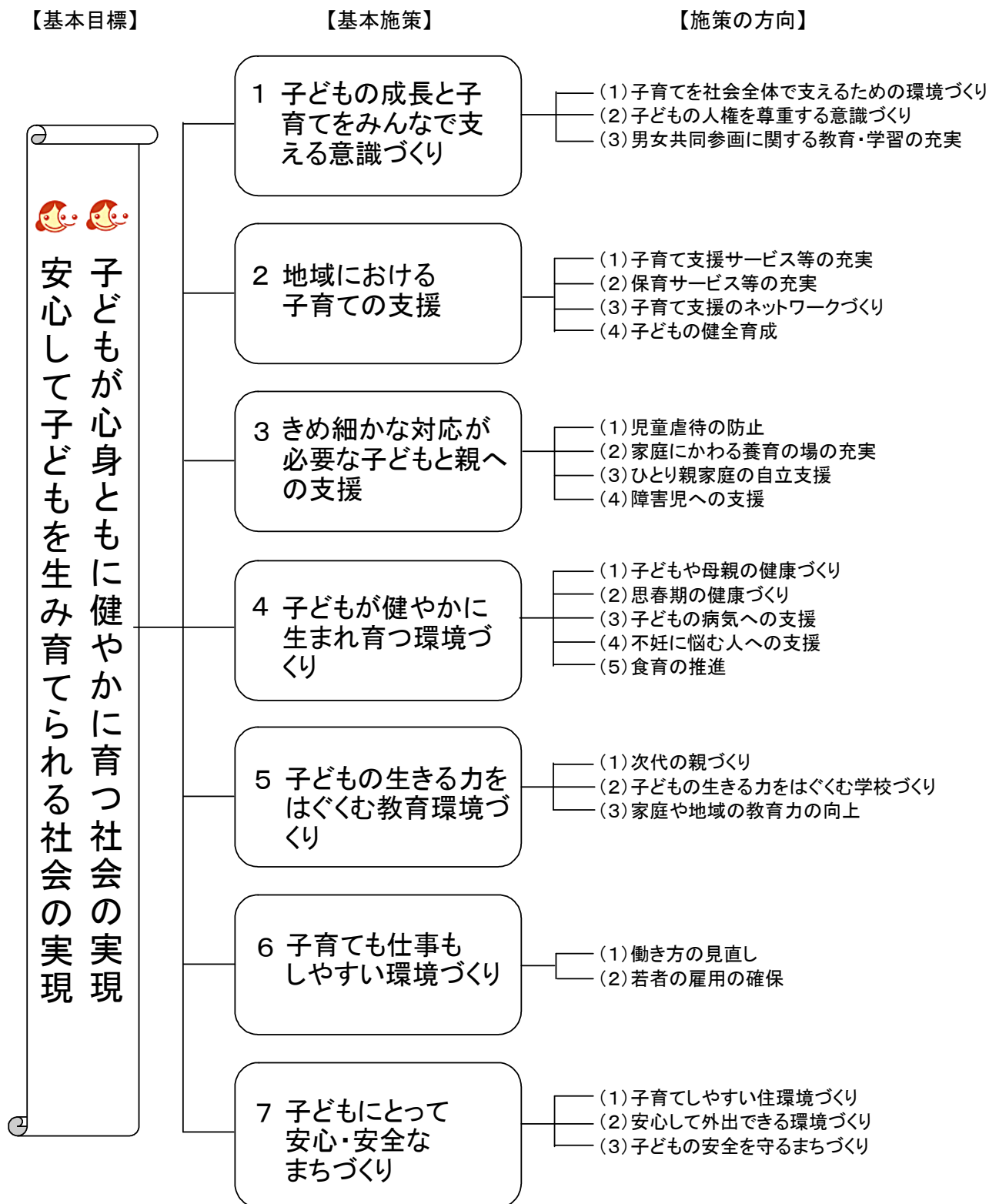
基本理念及び基本的な視点を踏まえ、この計画の基本目標を次のとおりとします。

子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現

安心して子どもを産み育てられる社会の実現

4章 施策の体系

この計画の基本目標の達成に向け、以下の7つの基本施策を総合的に推進します。



第5章 計画の推進にあたって

この計画を着実に推進するためには、県民一人ひとりが、次世代育成支援対策の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

第1節 家庭や地域、学校、企業等の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、愛情あふれるあたたかい雰囲気の中で、家族一人ひとりが子育てについて責任を持ち、お互いに助け合うことにより、子どもを一人の人間として尊重し守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが必要です。

(2) 地域の役割

地域は、子どもの社会性や自主性を養う場であり、子育て家庭を支援する身近なものであることから、住民が相互に助け合うとともに、NPO等地域の子育て支援団体の協力等により、子どもの健やかな成長を支援する地域づくりを推進していくことが必要です。

(3) 学校等の役割

保育所や幼稚園、学校は、子どもが家庭以外で最も長く過ごす場所であり、さまざまな活動を通して社会の一員として必要な習慣や社会的な規範を身につけさせるとともに、家庭や地域と連携し、子どもが自らの存在感を実感できるよう、その個性に応じた教育を行うことが必要です。

(4) 企業等（事業主）の役割

子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するためには、家庭や地域のみならず職場のあり方も極めて重要です。

事業主は、次世代育成の成否が将来の企業等の存立にも影響する自らの問題であることを認識し、就労環境の整備などの次世代育成支援対策を積極的に推進していくことが必要です。

なお、次世代育成支援対策推進法第12条第1項において、常時雇用する労働者が300人を超える企業は事業主行動計画を策定することが義務づけられており、また、同条第3項において、300人以下の企業は事業主行動計画の策定に努めることとされています。

第2節 県の役割

(1) 集中的・計画的な推進

次世代育成支援を県政が早急に取り組むべき重点施策として位置づけ、集中的・計画的に推進します。

また、関係部局が相互に密接に連携し、各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、事業の進捗状況等について総合点検を行います。

(2) 市町村との連携

次世代育成支援のための行政施策の多くは、住民に最も身近な市町村によって実施されていますので、市町村が主体的に施策を実施していくことが重要です。

このため、市町村と密接な連携を図りつつ、各市町村において策定された行動計画の推進を積極的に支援します。

(3) 国との連携等

次世代育成支援対策を推進するためには、子育てと仕事の両立を図るための働き方の見直しや、子育てに係る経済的負担の軽減など、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。

このため、地域の実情などを適宜情報発信するとともに、必要に応じて全国知事会等のあらゆる機会を通じて国に対して提言・要望等を行います。

(4) 県民参加と情報公開

県内の各界の代表者等で構成する「おおいた子ども育成県民会議」（平成13年6月5日設置）等と協働して、次世代育成支援のための各種施策を家庭や地域、学校、企業等全県的な広がりの中で展開します。

また、この計画の推進にあたっては、県民に対して毎年、施策の実施状況を「大分県次世代育成支援のページ」（<http://www.pref.oita.jp/12400/jisedai/>）等で公表します。